

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、令和三年度江戸川区一般会計補正予算（第十三号）を別添のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和四年五月二十六日

江戸川区長 齊藤 猛

令和3年度江戸川区一般会計補正予算（第13号）

令和3年度江戸川区の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。  
（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和4年3月31日専決

江戸川区長 斉藤 猛

# 第 1 表 繰 越

追 加

款	項
1 3 子 ども 家 庭 費	1 児 童 福 祉 費

# 明 許 費 補 正

事 業 名	金 額
子 育 て 世 帯 へ の 臨 時 特 別 給 付 金 給 付 事 業 費	千円 70,000
子 育 て 世 帯 へ の 臨 時 特 別 給 付 金 給 付 事 務 費	91